

福岡県医発第647号（総）

平成18年6月17日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 横倉 義武



「成年後見制度における鑑定書書式《要点式》」の送付について

平成12年に施行されました新しい成年後見制度に伴い、これまでの鑑定の実例等を参考として、鑑定書式の項目が整理された「成年後見制度における鑑定書書式《要点式》」が最高裁判所事務総局家庭局により作成され、この度、日本医師会を通じて送付されてまいりましたのでご参考までにお送りいたします。

さらなる後見制度の利用が見込まれ、より実施しやすい鑑定が求められておりますが、本件につきまして、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本鑑定書書式の電子ファイルにつきましては、日本医師会ホームページに掲載されており、また、裁判所ホームページにも掲載予定であります。

---

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵

日医発第 249 号（介 9）

平成 18 年 6 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会長

唐 澤 祥 人

「成年後見制度における鑑定書書式《要点式》」の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて先般、本会では、平成 12 年 4 月 1 日の新しい成年後見制度施行に伴い、最高裁判所事務総局家庭局作成の「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」をご案内し（平成 12 年 2 月 4 日付文書（地 187））ご協力いただいているところでございます。

今後、さらなる成年後見制度の利用が見込まれ、より実施しやすい鑑定が求められる中、この度、これまでの鑑定の実例等を参考とし、鑑定書書式の項目を整理した、「成年後見制度における鑑定書書式《要点式》」が最高裁判所事務総局家庭局により作成されました。ご参考までに一部お送りいたしますので、貴会会員への周知方、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本鑑定書書式の電子ファイルにつきましては、日本医師会ホームページに掲載しております（下記参照）。また、裁判所ホームページにも近日中に掲載予定でありますことを申し添えます。

敬具

記

添付資料

- ・ 「成年後見制度における鑑定書書式《要点式》」について（協力依頼）」  
（平成 18 年 5 月 31 日 最高裁判所事務総局家庭局長）

以上

< 参考 >

- 日本医師会ホームページ内「ドクターのみなさまへ」

<http://www.med.or.jp/doctor/doctorf.html>

「 ■ 「成年後見制度における鑑定書書式《要点式》」について」

- 裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/> （近日掲載予定）

平成18年5月31日

社団法人日本医師会長 唐澤祥人 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 二本松 利 忠

成年後見制度における鑑定書書式《要点式》について

(協力依頼)

成年後見制度の運用につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、成年後見制度における鑑定につきましては、貴会の御協力により「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」が広く医師の方々に周知され、その円滑な実施が図られているところですが、この度、鑑定がより実施しやすいものになるよう、当局において、「成年後見制度における鑑定書書式《要点式》」を作成し、各家庭裁判所に配布いたしました。これは、従来の「鑑定書作成の手引」の趣旨を踏まえ、これまでの鑑定の実例等も参考にして、事案によっては適宜記載を省略してもよいと考えられる欄ないし項目を整理したものです。

つきましては、今後、各家庭裁判所が成年後見制度における鑑定を医師の方々に依頼する場合に、事案に応じて、「鑑定書書式《要点式》」による鑑定をお願いすることもあるかと存じますので、本書式を都道府県医師会、郡市区医師会等に対して広く周知していただきますよう、格別の御配慮をお願いいたします。

## 成年後見制度における鑑定書書式《要点式》

最高裁判所事務総局家庭局

## は じ め に

成年後見制度における鑑定については、平成１２年１月の「成年後見制度における鑑定書作成の手引」（旧称「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」。以下「手引」といいます。）を参考に鑑定書の作成が行われることが一般的ですが、今後、成年後見制度のより一層の利用が見込まれる中、当事者にとってより利用しやすく、鑑定人にとっても実施しやすい鑑定が求められています。

近年、特に精神上的の障害の程度が重い方を対象とした後見開始の審判等の事例において、「手引」で示された書式の中から必要な項目のみを選択して、簡潔かつ合理的に記載した鑑定書が見られるようになりました。これは、「手引」で示されている鑑定の位置付け、鑑定書書式、鑑定書記載ガイドライン等の内容を踏まえながら、事案に即した適切な鑑定書をより迅速に作成するための工夫であるということができると考えられます。

そこで、この度、このような鑑定の実例等を参考にしながら、「手引」の鑑定書書式のうち、事案によっては適宜記載を省略してもよいと考えられる欄ないし項目を整理した要点式の書式を作成しました。

今後、「手引」のほかこの要点式の書式も参考にして、事案に応じて簡にして要を得た鑑定書が作成されることが望ましいと考えられます。

平成１８年５月

最高裁判所事務総局家庭局

## 目 次

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 成年後見制度と鑑定について.....               | 1 |
| 鑑定書書式《成年後見用・要点式》.....            | 2 |
| 鑑定書書式《成年後見用・要点式》を利用した鑑定書記載例..... | 4 |

## 成年後見制度と鑑定について

### 1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の疾患・障害により判断能力が低下した方（本人）に関し、本人に代わって法律行為や財産管理を行ったり、本人の財産上の行為に対し、同意を与えたり、取り消したりする後見人等を選ぶことで、本人の判断を助け、本人の利益保護を図る制度です。

裁判所が審判を行う法定後見には、本人の判断能力に応じて

- ・ 後見開始（自己の財産を管理、処分することができない方）
- ・ 保佐開始（自己の財産を管理、処分するには、常に援助が必要な方）
- ・ 補助開始（自己の財産を管理、処分するには、援助が必要な場合がある方）

の三つの類型があり、類型によって援助の内容や援助者の権限が異なります。

家庭裁判所では、親族等の申立てに基づき、本人の能力と援助の必要性の程度や、誰を後見人等に選任するかなどを判断します。

### 2 成年後見制度における鑑定

後見開始及び保佐開始の審判に際しては、原則として鑑定が必要であるとされています。これは、審判によって本人が契約などを行う能力が制限されることになるため、慎重な手続によって判断をしようとする趣旨です。また、成年後見制度をより利用しやすくするために、鑑定に要する時間や費用をより一層少ないものにすることが求められています。こうしたことから、成年後見制度における鑑定は、能力判定の資料としての重要性和制度の利用者の立場の双方に配慮したものであって、簡にして要を得たものであることが期待されています。

なお、家庭裁判所が明らかに必要がないと認めるときは鑑定を省略することができます。

### 3 鑑定の手続

裁判所は、鑑定を行う場合には、鑑定人を指定した上で、鑑定事項を定めて鑑定人に鑑定を依頼することになります。鑑定人は、宣誓をした上で鑑定を行うこととされていますが、宣誓は、裁判所に宣誓書を提出する方法によることができます。鑑定人は、鑑定の結果を裁判所に報告しますが、鑑定書を作成して裁判所に提出するのが一般的です。鑑定の費用（鑑定料のほか鑑定に要する費用が含まれます。）は、最終的には当事者の負担になりますが、当事者が裁判所にあらかじめ費用を納付し、裁判所が金額を決定して、裁判所から鑑定人に支払われることとなります。鑑定に要する期間については、裁判所と鑑定人との間で相談させていただくこととなります。

より詳しくお知りになりたい場合は、「成年後見制度における鑑定書作成の手引」をご覧ください。（裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）の「裁判手続の案内・家事事件について」の「第9その他」の「2」欄に掲載されています。）

また、上記ウェブサイト上から、入力可能な「鑑定書書式《要点式》」のダウンロードができます。

鑑 定 書《成年後見用・要点式》

| 家庭裁判所<br>平成 年（家）第                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 支部<br>号 | 後見開始の審判 | 申立事件 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|------|
| <p>氏名 <span style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</span></p> <p><span style="margin-left: 10px;"><input type="checkbox"/>明 <input type="checkbox"/>大 <input type="checkbox"/>昭 <input type="checkbox"/>平</span> 年 月 日生（ 歳）</p> <p>住所</p>                                                                                                      |         |         |      |
| <b>鑑 定 事 項 及 び 鑑 定 主 文</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |         |      |
| <p>鑑定事項<br/>           精神上の障害の有無，内容及び障害の程度<br/>           自己の財産を管理・処分する能力<br/>           回復の可能性<br/>           その他（ ）</p> <p>鑑定主文<br/> <input type="checkbox"/> につき，精神上の障害（<input type="checkbox"/>認知症 <input type="checkbox"/>その他 ）があり，<br/>           その程度は重い。<br/>               につき，自己の財産を管理・処分することはできない。<br/>               につき，回復の可能性は低い。<br/> <input type="checkbox"/> 次のとおり</p> |         |         |      |
| <b>鑑 定 経 過</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |         |      |
| <p>本人の診察<br/>           実施日：平成 年 月 日<br/>           場 所：<br/>           内 容：<input type="checkbox"/>問診 <input type="checkbox"/>検査 <input type="checkbox"/>その他（ ）<br/>           参考資料</p>                                                                                                                                                                                                |         |         |      |
| <b>既 往 歴 及 び 現 病 歴 等</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |         |      |
| <p>学 歴 ・ 婚 姻 歴 ・ 職 歴 等：<input type="checkbox"/>参考事項なし <input type="checkbox"/>参考事項あり</p> <p>既 往 症：<input type="checkbox"/>特記事項なし <input type="checkbox"/>特記事項あり</p> <p>現 病 歴</p> <p>そ の 他：<input type="checkbox"/>特記事項なし <input type="checkbox"/>特記事項あり</p>                                                                                                                             |         |         |      |

## 生活の状況及び現在の精神の状態等

日常生活の状況： ☐ 全介助 ☐ その他

### 身体の状態

理学的検査： ☐ 特記事項なし ☐ 特記事項あり

臨床検査： ☐ 特記事項なし ☐ 特記事項あり

その他

### 精神の状態

意識 / 疎通性

☐ 意思疎通不可

☐

記憶力

☐ 自己の年齢 ( ☐ 回答不可 ☐ 回答可 )

☐

見当識

☐ 日時 ( ☐ 回答不可 ☐ 回答可 ) ☐ 場所 ( ☐ 回答不可 ☐ 回答可 )

☐

計算力

☐ 計算は全くできない。

☐

理解・判断力

☐ 理解不能

☐

知能検査，心理学的検査

☐ HDS - R 点 ☐ その他の検査 ( )

その他

☐ 特記事項なし

☐

## 説 明

平成 年 月 日

以上のとおり鑑定する。

住所

所属・診療科

氏名

印

鑑定書《成年後見用・要点式》を利用した鑑定書記載例（認知症高齢者・後見開始の審判）

| 東京 家庭裁判所 支部<br>平成 18年(家)第××××号 後見開始の審判 申立事件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 記載ガイドライン                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏名 丙 田 和 子 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女<br><input type="checkbox"/> 明 <input type="checkbox"/> 大 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平 2年 8月 17日生 ( 78 歳)<br>住所 東京都 区××町○丁目 番××号                                                                                                                                                                                                                 |  | ○事件番号を記載する。<br><br>○被鑑定人（本人）の人事事項を記載する。<br>○年齢は鑑定書作成時のものを記載する。                                                                                                                                           |
| <b>鑑 定 事 項 及 び 鑑 定 主 文</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |                                                                                                                                                                                                          |
| <b>鑑定事項</b><br>精神上の障害の有無，内容及び障害の程度<br>自己の財産を管理・処分する能力<br>回復の可能性<br>その他（ ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  | ○鑑定事項は から が通常であるが，別途裁判所が としてその他の事項を指定する場合もある。                                                                                                                                                            |
| <b>鑑定主文</b><br><input checked="" type="checkbox"/> につき，精神上の障害（ <input checked="" type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> その他 ）が<br>あり，その程度は重い。<br>につき，自己の財産を管理・処分することはできない。<br>につき，回復の可能性は低い。<br><input type="checkbox"/> 次のとおり                                                                                                                                                                                                                          |  | ○「次のとおり」をチェックする場合，鑑定事項に対応して以下の事項を記載する。<br>診断名，障害の程度<br>自己の財産を管理・処分することが「できない」，「常に援助が必要」，「援助が必要な場合がある」，「できる」のいずれに該当するか<br>回復の見込みの有無                                                                       |
| <b>鑑 定 経 過</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                          |
| <b>本人の診察</b><br>実施日：平成 18年 6月 28日<br>場 所：特別養護老人ホームA園<br>内 容： <input checked="" type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 検査 <input type="checkbox"/> その他（ ）<br>参考資料 当院診療録，A園ケースワーカー作成の記録                                                                                                                                                                                                                                                                    |  | ○診察を複数回実施した場合には，適宜その日時も書き込む。<br><br>○参考にした資料を挙げる。                                                                                                                                                        |
| <b>既 往 歴 及 び 現 病 歴 等</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |                                                                                                                                                                                                          |
| 学 歴 ・ 婚 姻 歴 ・ 職 歴 等： <input type="checkbox"/> 参考事項なし <input checked="" type="checkbox"/> 参考事項あり<br>婚姻し3人の子をもうけ，55歳ころまで就労<br><br>既 往 症： <input checked="" type="checkbox"/> 特記事項なし <input type="checkbox"/> 特記事項あり<br><br><b>現 病 歴</b><br>平成15年1月 物忘れが目立つようになり，当院を受診，診察及び脳CT検査にて認知症と診断される。<br>平成17年2月 夜間に妄想状態となることが多くなり，外出時に迷子になることも目立つようになる。<br>平成17年8月 特別養護老人ホームA園に入所<br><br>そ の 他： <input checked="" type="checkbox"/> 特記事項なし <input type="checkbox"/> 特記事項あり |  | ○学歴・婚姻歴・職歴等は，必要に応じて確認した範囲内で，特に参考にした事項を記載する。<br><br>○精神上の障害に関係のない疾患の既往症は記載しない。<br><br>○現病歴には，現在の精神上の障害の発現時期，経過，内容及び程度，人格変化と異常行動の有無等を簡潔に記載する（箇条書きでもよい）。<br><br>○その他，精神医学的診断及び能力判定に特に関係のある特記事項があれば，簡潔に記載する。 |

## 生活の状況及び現在の精神の状態等

日常生活の状況： ☒ 全介助    ☐ その他

## 身体の状態

理学的検査： ☒ 特記事項なし    ☐ 特記事項あり

臨床検査: ☒特記事項なし ☐特記事項あり

その他

脳CT検査（平成15年1月当院で実施）の結果から，脳萎縮が認められた。

精神の状態

意識 / 疎通性

□意思疎通不可

✓ごく簡単な内容の会話のみ，時折成り立つ。

記憶力

☒ 自己の年齢 ( ☒ 回答不可 ☐ 回答可 )

✓年齢は24歳と誤答。自己の経歴についても回答不可である。

見当識

☒日時 ( ☒回答不可 ☐回答可 ) ☒場所 ( ☒回答不可 ☐回答可 )

✓家族の名前についても回答不可。障害は重篤である。

計算力

□計算は全くできない。

☒ ほとんどできない。

## 理解·判断力

☒ 理解不能

☐

## 知能検査, 心理学の検査

☒ HDS - R 3点 ☐ その他の検査( )

その他

☒ 特記事項なし

☐

○精神医学的診断及び能力判定に影響する本人の問題状況が端的に示されるように、必要に応じて、本人の日常生活の状況（日常生活動作、経済活動、社会性など）について簡潔に記載する。

- 検査不要，検査不能，検査を実施して異常所見がない場合のいずれも「特記事項なし」をチェックする。

- 下段のチェック欄には、上段のチェック欄（「☐意思疎通不可」など）に当てはまらない場合やそれ以外の項目について記載すべき場合にその内容を記載する。また、上段のチェック欄を補充する内容を記載してもよい。

## 說明

平成１５年ころにアルツハイマー型認知症を発病し、現在は記憶障害、日時・場所の見当識障害等があり症状は重篤である。自立した経済活動は困難である。

○「既往歴及び現病歴等」及び「生活の状況及び現在の精神の状態等」を踏まえ、鑑定主文を導く根拠を簡潔に説明する。

平成 18年 6月 30日

以上のとおり鑑定する。

住所 東京都 区□□町×丁目○番 号

○×クリニック・内科

氏名 ○ ○ ○ ○ 印